

公益認定申請をお考えの公益法人の皆様へ

公益認定が気になりませんか！ （収支相償）

公益事業として認定されるためには、下記の要件が必要とされています。

公益目的事業は、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、（公益法人認定法第2条第4号）公益目的事業に係る収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること（公益法人認定法第5条第6号 同条14条）

公益事業は収益を上げてはいけないのか



はい！この考えを「収支相償」といいます。



どのような計算で判定するの！



損益計算書をベースに判定します。



え！損益計算書ベース！
資金収支計算書ベースではないのか



はい！だからこそ、公益事業と収益事業のしっかりした区分経理が必要です。



やはり、会計の専門家の支援が必要かな！



◎当事務所では公益法人会計についてご支援いたします。



公益法人会計について、ご不明な点は何なりと当事務までお問い合わせください。

SUN経営税理士法人 担当 中島基泰

〒500-8381 岐阜市市橋4-4-12

TEL058-276-1776 FAX058-273-8830